

## はじめに 放送と選挙

私たちは誰でも、こころの中に秤（はかり）を持っている。何かを選択しなければならぬとき、私たちは、この秤の皿にさまざまな情報を載せ、自分の視点や価値観を重ねて、より重くなった皿を選んでいる。そして、その選択が大切なものであるほど、皿に何が、どう載せられるのかが大きな意味をもつことになる。

選挙の投票はそうした大切な選択のひとつである。選挙は、国民と国民の代表者である政治家をつなぐ、民主主義の要をなす手段であると言ってもいい。それゆえ、こころの秤に載せる情報は、適切なプロセスを経て、有権者に届くものでなければならない。載せるべき情報が届いていなかったり、特定の候補者の情報ばかりが届いたりしては、秤が正しく働かず、場合によっては判断を誤ってしまうことさえあるだろう。

放送は、この秤に載せるべき情報を視聴者に伝える使命を担っている。国民の知る権利に応え、民主主義の発展に貢献するためには、選挙に関する幅広い情報を、豊富にそして多様に伝えなければならない。候補者に関する情報も同じである。

他方、放送には、視聴者に情報をわかりやすく伝えることが求められている。そのために、取材対象を絞り込んで視聴者に具体的な事例を示すことも、番組制作ではよく行われている。しかし、それが選挙の候補者に関する情報だった場合、どうなるだろう。絞り込み方によっては、投票行動をゆがめ、選挙が公平・公正に実施されることを妨げてしまうことにもなりかねない。

豊富で多様な情報を公平・公正に伝えるという重い課題を達成するためには、放送は選挙に対して、相当な慎重さをもって臨む必要がある。日本民間放送連盟は、「放送基準 第2章(12)：選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない」(以下「放送基準(12)」という)という条項でそれを示しているが、日本民間放送連盟の放送基準解説書(以下「民放連解説書」という)にこの条項についての多くの説明と事例が掲載されているように、その判断は決して容易ではない。放送と選挙の関係は、時に難しい問題となることを忘れてはならない。

\*

第23回参議院議員通常選挙(以下「参院選」という)は、2013年7月21日に投開票が行われた。民放連解説書において「放送基準(12)」の適用基準とされる公示日1か月前を過ぎて放送された番組の中で、特定の立候補予定者および立候補者を利するのではないかと思われる事案が、2件確認された。

このような問題について、当委員会が審議を行うのは初めてではない。2010年7月11日に実施された前回の参院選に関連して、同年12月2日に「参議院議員選挙にかかわる4番組についての意見」(委員会決定第9号、以下「決定第9号」という)を公表し、公平・公正性の点に鑑みて、放送倫理違反、あるいはそれに準ずる指摘を

行っている。そしてさらに「決定第9号」では、こうした問題が、新たな法規制を招くきっかけや口実となり、「政治報道全般における自由闊達な取材・制作・放送活動の萎縮やその妨げにつながる事」に関する危惧をも表明している。

その後、2013年4月の委員会でも、千葉県知事選挙の期間中に候補者の映像がバラエティー番組で流れた問題が報告された。討議の結果、参院選を控えて注意喚起を呼びかける「委員長コメント」を4月26日に公表した。

今回の2事案は、こうした経緯にもかかわらず再び生じたものである。選挙にかかわる同じような問題が繰り返される原因はどこにあるのか。果たして注意喚起を重ねるだけでそれを防ぐことはできるのか。委員会は今回、こうした疑問を検討したうえで、放送と選挙の関係について再考していきたいと考えた。